

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により執行した監査（行政監査）について、その結果を次のとおり公表します。

令和3年5月6日

奈良県監査委員	内 野 正 博
同	森 田 康 文
同	田 尻 匠
同	小 林 誠

令和2監査年度

行政監査結果報告書

令和3年3月

奈良県監査委員

目 次

第1 監査の概要	
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の観点及び着眼点	1
4 監査の対象	2
5 監査の方法	2
6 監査の実施時期	2
第2 監査の結果	
1 金銭の取扱規程等の整備	
(1) 金銭の取扱規程等について	3
(2) 金銭の取扱規程の整備状況について	4
(3) 監査の所見	4
2 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命	
(1) 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について	4
(2) 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命に係る規定の整備状況について	5
(3) 監査の所見	6
3 団体の決算書の作成に係る規定及び団体の決算の報告	
(1) 団体の決算書の作成及び決算報告について	7
(2) 団体の決算書の作成に係る規定の整備状況及び決算報告の承認について	7
(3) 監査の所見	8
4 団体に対する監事監査	
(1) 団体に対する監事監査について	9
(2) 団体に対する監事監査の実施状況について	9
(3) 監査の所見	11
5 現金の管理	
(1) 現金の管理について	11
(2) 現金の取扱状況について	11
(3) 手許現金の保管状況について	11
(4) 現金出納簿の整備状況について	12

(5) 監査の所見	13
6 団体の決裁手続	
(1) 団体の支出の事務に係る決裁手続について	13
(2) 決裁手続に係る規定の整備状況について	13
(3) 監査の所見	14
7 補助金等の審査体制等	
(1) 補助金等の審査体制等について	15
(2) 補助金等の審査体制等の状況について	15
(3) 監査の所見	16
8 補助事業等の内容等の変更	
(1) 補助事業等の内容等の変更について	17
(2) 補助事業等の内容等の変更の状況について	18
(3) 軽微な変更に係る要綱等の規定の整備状況について	19
(4) 監査の所見	20
9 補助金等の精算	
(1) 補助金等の精算について	20
(2) 補助金等の精算方法における自己収入の取扱状況について	21
(3) 補助金等の執行残額の繰越の状況について	22
(4) 監査の所見	24
別表1 監査の対象とした任意団体 一覧	26
別表2 監査の所見 一覧	27

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

県に事務局を置く任意団体の事務について

2 監査の目的

県には、円滑かつ効率的に行政需要に対応するため、市町村、民間団体等と協力して設立された任意団体の事務局が置かれている。

これらの任意団体は、県の施策と密接な関連を有する事務事業を行い、重要な役割を果たしている。また、県の職員が任意団体の役員や事務職員を兼ねていたり、県費を任意団体に対して支出していたりするため、任意団体の運営の透明性が求められる。

そこで、県の任意団体への指導又は関与、県費の支出状況等を検証し、今後の県の行政の効率的かつ効果的な事務事業の推進に資することを目的として、監査を行った。

3 監査の観点及び着眼点

県に事務局を置く任意団体が県費を財源として行う事務事業について、主に、合規性、効率性及び有効性の観点から、次の着眼点により監査を行った。

- (1) 金銭の取扱規程等を定めているか。
- (2) 会計の責任者、金銭等の保管責任者等を明確にしているか。
- (3) 任意団体の決算書の作成について規定を整備しているか。
- (4) 任意団体に対して監査が実施されているか。
- (5) 現金の保管をする場合、どのような状態で保管しているか。現金出納簿を作成しているか。
- (6) 支出の事務に係る任意団体の決裁手続について規定を整備しているか。
- (7) 県から任意団体に対して補助金等を支出している場合、任意団体の事務局の担当者と県の補助金等の担当者を分けているか。
- (8) 補助金等の補助事業等の内容等の変更について適時に承認を受けているか。
- (9) 補助金等の精算について適切に実施しているか。

4 監査の対象

(1) 監査対象年度

令和元年度

(2) 監査の対象とした任意団体

事前調査を行ったところ、県に事務局を置く任意団体であって、県職員が当該任意団体の役員や事務局職員を兼ねている任意団体（以下「団体」という。）は212団体あった。そのうち、令和元年度中に県費（補助金、負担金）が支出されている団体について、次のとおり選定して計40団体を監査の対象とした。（別表1参照）

- ① 全庁的に広く監査する趣旨から、原則として、監査の対象となる団体を所管する所管課から1団体以上を選定した。
- ② 監査の対象となる団体を複数所管している所管課については、事前調査の回答内容（補助金等の支出額、金銭の取扱規程等の整備、会計責任者等の規定の有無等の状況）を踏まえて、所管課の中で会計事務の執行等に関して確認すべき必要性が高いと認められる団体を選定した。
- ③ 監査の対象となる団体を複数所管している所管課について、②を踏まえ、2又は3団体を所管している所管課からは1又は2団体、4又は5団体を所管している所管課からは2又は3団体を選定した。
- ④ 都道府県で事務局を持ち回りしている団体については対象外とした。

5 監査の方法

監査の対象とした団体を所管している所管課から監査調書及び関係資料の提出を受けるとともに、必要に応じて説明を聴取するなどの方法により監査を行った。

6 監査の実施時期

令和2年7月から令和3年3月までの間に監査を行った。

第2 監査の結果

1 金銭の取扱規程等の整備

(1) 金銭の取扱規程等について

県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金以外の金銭（現金、預貯金、有価証券等をいう。以下「公金外現金」という。）を取り扱う場合があるが、その公金外現金の取扱方法については、総務部次長通知「公金以外の金銭の取扱規程の整備について」（平成20年10月22日付け事務連絡、以下「総務部通知」という。）で、次のとおり示されており、各団体において、金銭の取扱規程を整備することとしている。

団体の事務局等を各所属が本来業務の必要において行うものについて、職員が公金以外の金銭（現金、預貯金及び有価証券をいう。以下「公金外現金」という。）を取扱う必要が生じるものがあり、各所属においてその必要性を精査した上で公金外現金の保管を行っているが、公金外現金の取扱い方法が各所属で様々であった。

そこで、統一的なルールを定め、適正化を図る必要があることから、公金外現金を取扱う上での手続き等について下記のとおり提示する。

記

1. 規程の整備

- ① 各所属において、団体ごとに早期に規程を整備すること

2. 規程に盛り込むべき内容等

- ① 会計の責任者、金銭等の保管責任者、会計の担当者等を任命すること
- ② 現金出納簿等を備え付け、書式・様式等を定めること
- ③ 決裁手続きの流れを定めること
- ④ 収入・支出の証拠書類等を整備して、会計の責任者の確認を受け、所属長へ定期的に報告を行い、検査を実施すること
- ⑤ 複数者により決算処理及び決算報告を行うこと

3. 公金外現金の取扱い原則

- ① 現金の保管を行わないことを原則とする
- ② 収納については口座振込によることを原則とする。
- ③ 現金を収納したときは領収書等の発行を原則とする
- ④ 現金出納簿等を備え付けることを原則とする
- ⑤ 支払については会計責任者の決裁を受け、口座振替の方法によることを原則とする
- ⑥ 未払金が生じたときは、速やかに口座へ戻すことを原則とする

(2) 金銭の取扱規程の整備状況について

監査の対象とした40団体について、令和2年3月31日時点で、金銭の取扱規程を整備しているか調査したところ、表1-1のとおり、金銭の取扱規程を整備していた団体が31団体となっていた一方、金銭の取扱規程を整備していなかった団体が9団体となっていた。

(表1-1) 金銭の取扱規程の整備状況

態 様	該当数
ア 金銭の取扱規程を整備していた団体	31
イ 金銭の取扱規程を整備していなかった団体	9
合 計	40

(3) 監査の所見

金銭の取扱規程の未整備について（指摘事項）

県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備することとされている。

金銭の取扱規程を整備していなかった9団体は、金銭の取扱規程を整備すべきである。

【指摘事項の対象となる団体】

金銭の取扱規程を整備していなかった9団体

北方領土返還要求運動奈良県民会議、奈良県広報協会、奈良県公立文化施設協議会、「奈良の木づかい運動」実行委員会、大台ヶ原協議会、奈良県道路協会、奈良県市営繕主務者会議、奈良県公民館連絡協議会、奈良県学校保健会

2 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命

(1) 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について

前記1(1)のとおり、総務部通知において、公金外現金の取扱いの適正化を図るために、会計責任者、金銭の保管責任者及び会計担当者（以下「会計責任者等」という。）の任命について団体の金銭の取扱規程の中で規定することとしている。

(2) 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命に係る規定の整備状況について

金銭の取扱規程等の中で会計責任者等の任命について規定しているか調査したところ、表2-1のとおり、会計責任者、金銭の保管責任者及び会計担当者の全ての任命について官職を指定するなどして明確に規定していた団体が21団体となっていた一方、会計責任者、金銭の保管責任者及び会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった団体が11団体、会計責任者、金銭の保管責任者又は会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった団体が8団体となっていた。(注1)

(表2-1) 会計責任者等の任命に係る規定の整備状況

態 様	該当数
ア 会計責任者、金銭の保管責任者及び会計担当者の任命について規定していた団体	21
イ 会計責任者、金銭の保管責任者又は会計担当者の任命について規定していなかった団体	19
(ア) 会計責任者、金銭の保管責任者及び会計担当者的いずれの任命についても規定していなかった団体	11
(イ) 会計責任者、金銭の保管責任者又は会計担当者的いずれかの任命について規定していなかった団体	8
合 計	40

(注1) 本調査において、団体の金銭の取扱規程等において「会計責任者は事務局長とする」等と明確に示している場合に任命に係る規定を整備していると判断したが、「事務局長が事務局職員を指揮監督する」等と定めているのみの団体については、会計責任者等の任命について明確に示されていないため、会計責任者等の任命に係る規定は整備されていないと判断した。

会計責任者、金銭の保管責任者又は会計担当者のいずれかの任命について規定していなかった事例を具体的に示すと、次のとおりである。

【事例1】

青少年・社会活動推進課が事務局を務めている奈良県青少年指導員連絡協議会は、指導員相互の連絡協調及び青少年の健全育成に関する諸問題の研究協議等を行い、指導員活動の推進を図ることを目的とした団体である。

同協議会は、会計取扱要綱を整備し、会計事務に関して必要な事項を定めている。そして、当該要綱の第3条で「課長は、会計取扱責任者として青指協の会計事務を統括するものとする。」と規定し、また、当該要綱の第4条で「預金通帳の届出印は会計取扱責任者が、預金通帳は会計取扱責任者を補佐する者が管理するものとする。」と規定し、会計責任者及び金銭の保管責任者については明確に規定していたが、会計担当者については規定していなかった。

(3) 監査の所見

会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命規定の未整備について（指摘事項）

県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者の任命について規定することとされている。

会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体、いずれかの任命について明確に規定していなかった8団体は、会計経理の組織的運営を確保し、会計責任者等として任命される者及びその者の権限と責任の範囲が明確となるよう会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者に係る規定を整備すべきである。

【指摘事項の対象となる団体】

(ア) 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれの任命についても明確に規定していなかった11団体

北方領土返還要求運動奈良県民会議、奈良県広報協会、奈良スタディサイクリング実行委員会、奥大和移住・定住連携協議会、奈良県公立文化施設協議会、世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会、「奈良の木

づかい運動」実行委員会、奈良県道路協会、奈良県市営繕主務者会議、奈良県公民館連絡協議会、奈良県学校保健会

- (イ) 会計責任者、金銭の保管責任者、会計担当者のいずれかの任命について明確に規定していなかった8団体

奈良県電子自治体推進協議会、奈良県青少年指導員連絡協議会、奈良県スポーツ推進委員協議会、奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、奈良県治山事業促進協議会、大台ヶ原協議会、奈良県魚食普及協議会、奈良県農業経営者サポート協議会

3 団体の決算書の作成に係る規定及び団体の決算の報告

- (1) 団体の決算書の作成及び決算報告について

前記1(1)のとおり、総務部通知において、公金外現金の取扱いの適正化を図るために、複数者により決算処理を行い、決算報告を行うことについて、金銭の取扱規程の中で規定することとしている。

- (2) 団体の決算書の作成に係る規定の整備状況及び決算報告の承認について

金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定しているか調査したところ、表3-1のとおり、決算書の作成について規定していた団体が28団体となっていた一方、規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定しておらず、金銭の取扱規程等の中でも決算書の作成について規定していなかった団体が2団体、規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で決算書の作成について規定していなかった団体が10団体となっていた。

なお、団体の決算報告に関して、総会、協議会等の承認を受けているか調査したところ、表3-2のとおり、40団体全てにおいて、総会、協議会等の承認を受けていた。

(表3-1)団体の決算書の作成に係る規定の整備状況

態 様	該当数
ア 決算書の作成について規定していた団体	28
イ 決算書の作成について規定していなかった団体	12
(ア) 規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していなかった団体	2
(イ) 規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していた団体	10
合 計	40

(表3-2)団体の決算報告の承認の状況

態 様	該当数
ア 決算について、総会、協議会等の承認を受けていた団体	40
イ 決算について、総会、協議会等の承認を受けていなかった団体	0
合 計	40

(3) 監査の所見

団体の決算手続に係る規定の未整備について（指摘事項、意見事項）

県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の決算手続の流れを規定することとされている。

団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定しておらず、かつ、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった2団体は、規約等を見直すとともに、金銭の取扱規程等における決算書の作成に係る規定を整備すべきである。（指摘事項）

また、団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった10団体は、団体の事務局員が決算処理を行い、会計責任者の確認を得た上で団体へ報告を行うという決算手続が明確には定められていないため、決算手続の適正な実施の確保が十分とは認められない。決算手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における決算書の作成に係る規定の整備を行う必要があると認められる。（意見事項）

【指摘事項の対象となる団体】

団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定しておらず、かつ、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった2団体

奈良県市営繕主務者会議、奈良県公民館連絡協議会

【意見事項の対象となる団体】

団体の規約等において、決算を総会、協議会等の議決事項として規定していたが、金銭の取扱規程等の中で団体の決算書の作成について規定していなかった10団体

北方領土返還要求運動奈良県民会議、奈良県広報協会、奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会、奈良県公立文化施設協議会、奈良県青少年指導員連絡協議会、大台ヶ原協議会、奈良県街路事業促進協議会、奈良県道路協会、奈良県特定行政庁連絡協議会、奈良県学校保健会

4 団体に対する監事監査

(1) 団体に対する監事監査について

監事監査は、団体の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計事務の適正化を期することを目的として実施されるものであり、団体の規約、金銭の取扱規程等で監事監査について規定し、団体の決算について監事による監査を実施することで、会計事務の適正化の確保等が図られるものである。

(2) 団体に対する監事監査の実施状況について

監査の対象とした40団体について、令和元年度に団体の決算について監事による監査を実施しているか調査したところ、表4-1のとおり、監事監査を実施していた団体が39団体、監事監査を実施していなかった団体が1団体となっていた。

監事監査を実施していなかった奈良県広報協会は、規約において総会で決算について諮ることとしているが、監事監査について規定していなかった。

(表4-1)団体に対する監事監査の実施状況

態 様	該当数
ア 監事監査を実施していた団体	39
イ 監事監査を実施していなかった団体	1
合 計	40

監事監査を実施していなかった事例を具体的に示すと、次のとおりである。

【事例2】

広報広聴課が事務局を務めている奈良県広報協会は、県及び県内市町村の広報担当職員の素養を高める技術的研究を行い、県及び県内市町村の広報活動の効果を高めることを目的とした団体である。

同協会は、奈良県広報協会規約第10条で総会を毎年1回開催し決算について諮ることとしており、令和元年度の収支決算についても総会に諮り承認を受けていたが、同規約において監事をおくことは規定しておらず、また、監事監査を実施することについても規定していなかったため、当該収支決算について監事監査を実施していなかった。

なお、監事監査を実施していた39団体について、監事監査を実施していたことを証する書面（監事が署名した監査報告書等）を作成、保存しているか調査したところ、表4-2のとおり、39団体全てにおいて、書面を作成、保存していた。

(表4-2)監事監査を実施していた団体（39団体）における監事監査を実施していたことを証する書面の作成、保存の状況

態 様	該当数
ア 監事監査を実施していたことを証する書面を作成、保存していた団体	39
イ 監事監査を実施していたことを証する書面を作成、保存していなかった団体	0
合 計	39

(3) 監査の所見

団体に対する監事監査の未実施について（意見事項）

団体に対する監事監査の実施は、団体の会計事務、決算処理等の適正性を確保するために重要な役割を果たすものであり、団体の業務の合理的かつ効率的な運営に資するものである。

監事監査を実施していなかった1団体は、総会で決算について承認を得ていたものの、団体の会計事務、決算処理についてチェック機能が十分に働いているとは認められないことから、監事監査の実施について検討されたい。

【意見事項の対象となる団体】

監事監査を実施していなかった1団体
奈良県広報協会

5 現金の管理

(1) 現金の管理について

前記1(1)のとおり、総務部通知において、公金外現金の取扱いの適正化を図るために、原則として現金の保管を行わないこと、現金出納簿を備え付けること等について、金銭の取扱規程の中で規定することとしている。

(2) 現金の取扱状況について

令和元年度に団体が手許で保管する現金（公金外現金のうち預貯金、有価証券等を除いたものをいう。以下「手許現金」という。）の取扱いがあったか調査したところ、表5-1のとおり、手許現金の取扱いがあった団体が37団体、手許現金の取扱いがなかった団体が3団体となっていた。

(表5-1)手許現金の取扱状況

態 様	該当数
ア 手許現金の取扱いがあった団体	37
イ 手許現金の取扱いがなかった団体	3
合 計	40

(3) 手許現金の保管状況について

令和元年度において、手許現金の取扱いがあった37団体について、

取り扱った手許現金を当日中に金融機関に入金せずに、翌日まで保管することがあったか調査したところ、表5-2のとおり、手許現金を保管することがあった団体が13団体、手許現金を保管することがなかった団体が24団体となっていた。

手許現金を保管することとなった経緯は、土日（休日）にイベント等で収納した手許現金について、月曜日まで保管する必要があった場合や、土日に支払の事務があり、金曜日に出金した手許現金を保管しておく必要があった場合等であり、合理的な理由なく手許現金を保管していた団体はなかった。

手許現金の保管方法については、手許現金を保管することがあった13団体全てにおいて、鍵付きの金庫、ロッカー等で適切に保管をしていた。

(表5-2) 手許現金の取扱いがあった37団体における手許現金の保管状況

態 様	該当数
ア 手許現金を保管することがあった団体	13
イ 手許現金を保管することがなかった団体	24
合 計	37

(4) 現金出納簿の整備状況について

令和元年度において、手許現金の取扱いがあった37団体について、現金出納簿を整備しているか調査したところ、表5-3のとおり、現金出納簿を整備していた団体が10団体、現金出納簿という名称の帳簿で手許現金のみの出納を記録することはしていないが、団体の全体の出納簿の中で手許現金の出納についても記録していた団体が27団体となっていた。上記の27団体では、手許現金の出納や口座振替の出納などの全ての出納を記録した団体の出納簿を整備し、手許現金の出納を含めた団体の全ての出納について適切に把握できる状態となっていた。

(表5-3) 手許現金の取扱いがあった37団体における現金出納簿の整備状況

態 様	該当数
ア 現金出納簿を整備していた団体	10
イ 団体の全体の出納簿の中で手許現金の出納についても記録していた団体	27
合 計	37

(5) 監査の所見

現金の管理について、指摘事項等として報告すべき事項は、監査した範囲では認められなかった。

6 団体の決裁手続

(1) 団体の支出の事務に係る決裁手続について

前記1(1)のとおり、総務部通知において、公金外現金の取扱いの適正化を図るために、団体の支出の事務に係る決裁手続について団体の金銭の取扱規程の中で規定することとしている。

(2) 決裁手続に係る規定の整備状況について

令和2年3月31日時点で、団体の支出の事務に係る決裁手続について規定しているか調査したところ、表6-1のとおり、決裁手続について規定していた団体が26団体、決裁手続について規定していなかった団体が14団体となっていた。

なお、監査の対象とした40団体全てにおいて、実務として支出の事務を行う場合は、事務局内で決裁を受けた上で支払を行っていた。

(表6-1)決裁手続に係る規定の整備状況

態 様	該当数
ア 支出の事務に係る決裁手続について規定していた団体	26
イ 支出の事務に係る決裁手続について規定していなかった団体	14
合 計	40

会計事務に係る決裁手続について規定していた参考事例を具体的に示すと、次のとおりである。

【参考事例1】

人権施策課が事務局を務めているなら・ヒューマンフェスティバル実行委員会は、県民に同和問題をはじめとする人権問題に対する正しい理解と認識を培い、その解決に向けて意識の高揚や実践を促すために、なら・ヒューマンフェスティバルを開催することを目的とした団体である。

同実行委員会は、「会計に関する取扱規程」を整備しており、当該規程の第7条で「補助金その他の収入を受けたときは、その内容を審査のうえ、収入調書（様式1）を作成し、会計責任者の決裁を得なければならない。」と規定し、また、第8条で「支出しようとするときは、支出伺（様式2）を作成し、会計責任者の決裁を得なければならない。」と規定しており、令和元年度の収入事務、支出事務について抽出で確認したところ、上記の収入調書及び支出伺を作成し、会計責任者の決裁を受けていた。

(3) 監査の所見

団体の支出事務の決裁手続に係る規定の未整備について（指摘事項）

県の職員が団体の事務を行うに当たり、公金外現金の取扱いについては、総務部通知において会計事務の適正化を図るために、金銭の取扱規程を整備し団体の支出事務の決裁手続について規定することとされている。

団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体は、決裁手続の適正な実施の確保に資するよう、金銭の取扱規程における支出事務の決裁手続に係る規定を整備すべきである。

【指摘事項の対象となる団体】

団体の支出事務の決裁手続について金銭の取扱規程の中で規定していなかった14団体

北方領土返還要求運動奈良県民会議、奈良県広報協会、奈良県電子自治体推進協議会、奈良県公立文化施設協議会、奈良県スポーツ推進委員協議会、市町村子ども駅伝大会実行委員会、奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、奈良県体育施設協会、「奈良の木づかい運動」実行委員会、大台ヶ原協議会、奈良県道路協会、奈良県市営繕主務者会議、奈良県公民館連絡協議会、奈良県学校保健会

7 補助金等の審査体制等

(1) 補助金等の審査体制等について

奈良県補助金等交付規則（以下「規則」という。）第4条では交付申請に係る書類等の審査について、規則第13条では実績報告書等の書類の審査について、それぞれ次のとおり規定されており、所管課は、これらの審査を適切に行うための体制を整備することが必要となる。

奈良県補助金等交付規則

（補助金等の交付の決定）

第四条 知事は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定（契約の承諾の決定を含む。以下同じ。）をするものとする。

（補助金等の額の確定）

第十三条 知事は、前条第一項前段の規定（次条第二項において準用する場合を含む。）による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

また、このことについて、財政課長及び会計局会計課長通知「補助金等の適正な事務執行について（通知）」（平成30年9月11日付け通知、以下「補助金等適正化通知」という。）では、次のとおり示されている。

補助金等の審査を行う担当課室が、補助事業者等である実行委員会等の事務局を兼ねている場合、利益相反のおそれがあるため、当該補助金等の交付事務に係る責任者及び担当職員を、実行委員会等の事務局長及び事務局員と別の者にする等、より透明性の高い審査体制とするよう努めること。

(2) 補助金等の審査体制等の状況について

令和元年度において県が交付決定又は実績報告書の審査に基づく額の確定を行う際の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者とは別の者にして調査したところ、表7-1のとおり、それぞれの担当者を別の者にしてきたのが24団体に係る22の所管課、それぞれの担当者を同一の者にしてきたのが16団体に係る14の所管課となっていた。

上記の16団体のうち、11団体は、県から負担金の交付を受けていたが、当該負担金は反対給付がある負担金（注2）であった。

（注2）県が支出する負担金に対して、交付の相手方から相当の反対給付がある負担金は、次のとおり規則第2条に定義されている負担金には含まれない。

<p>奈良県補助金等交付規則 （定義） 第二条 この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。 一 補助金 二 負担金(相当の反対給付を受けないものに限る。) 三 利子補給金 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であって知事が指定するもの</p>

（表7-1）補助金等の審査体制等の状況

態 様	該当数 (団体数)
ア 県の担当者を事務局の担当者とは別の者にしていました所管課	22 (24)
イ 県の担当者を事務局の担当者と同一の者にしていました所管課	14 (16)
(ア) 受けている補助金等が、反対給付がある負担金であった団体	(11)
(イ) 受けている補助金等が、補助金又は反対給付がない負担金であった団体	(5)
合 計	36 (40)

(3) 監査の所見

補助金等の審査体制等の見直しについて（指摘事項、意見事項）

県の交付決定等の実務上の担当者と、団体の実務上の担当者を別の者にしていないことは、利益相反のおそれがあることから、補助金等の適切な審査を行うための体制としては十分といえない面があるので、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者とは別の者にしていなかった5団体の所管課は、補助金等の適切な審査を確保するために、審

査体制の見直しを検討すべきである。(指摘事項)

また、反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれないため、補助金等の実績報告や額の確定の事務は必ずしも必要とはされていないが、負担金の交付に係る事務については上記の団体と同様に適切な審査を確保する必要があることから、反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者としていなかった11団体の所管課は、審査体制の見直しを検討する必要があると認められる。(意見事項)

【指摘事項の対象となる所管課及び団体】

県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者としていなかった5団体に係る所管課

- ・スポーツ振興課（奈良県スポーツ推進委員協議会、奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会）
- ・長寿・福祉人材確保対策課（奈良介護の日実行委員会）
- ・奈良の木ブランド課（「奈良の木づかい運動」実行委員会）
- ・人権・地域教育課（奈良県公民館連絡協議会）

【意見事項の対象となる所管課及び団体】

反対給付がある負担金の交付を受けていて、県の実務上の担当者を、団体の実務上の担当者としていなかった11団体に係る所管課

- ・広報広聴課（北方領土返還要求運動奈良県民会議、奈良県広報協会）
- ・税務課（奈良県税務協議会）
- ・ICT推進課（奈良県電子自治体推進協議会）
- ・医師・看護師確保対策室（奈良臨床研修協議会）
- ・森林整備課（奈良県治山事業促進協議会）
- ・景観・自然環境課（大台ヶ原協議会）
- ・用地対策課（奈良県用地対策連絡協議会）
- ・下水道課（吉野川流域下水道協議会）
- ・公園緑地課（奈良県都市公園事業促進協議会）
- ・建築安全推進課（奈良県特定行政庁連絡協議会）

8 補助事業等の内容等の変更

(1) 補助事業等の内容等の変更について

交付決定を受けた補助事業者等は、補助事業等の内容、経費の配分等交付決定の内容に従って遂行する義務を負うこととなる。

そして、規則第5条では補助事業の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更について、次のとおり規定されており、補助事業者等は、上記の内容に変更が生じた場合には原則として知事の承認を受けることとされている。

奈良県補助金等交付規則

(補助金等の交付の決定)

第五条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合においては、知事の承認を受けるべきこと。

また、上記の規則の内容に関して、知事への変更承認申請を不要とする軽微な変更について、補助金等適正化通知では、次のとおり示されている。

奈良県補助金等交付規則(以下「規則」という。)で「知事が必要と認める事項」、「知事の定めるところ」等と規定している事項等については、交付要綱等に規定し、明示することが望ましいこと。

<交付要綱等に規定することが望ましい事項等>

- ①「交付申請」、「変更承認申請」、「実績報告」等において、補助事業者等に添付を求める書類
- ②変更承認申請を不要としている「知事の定める軽微な変更」の範囲等
- ③補助事業等の遂行状況の報告の内容、時期等(月次報告、中間報告等)
- ④補助事業等で取得した財産等の管理及び処分の制限に係る取扱い

(2) 補助事業等の内容等の変更の状況について

監査の対象とした40団体のうち、反対給付がある負担金であり、かつ、要綱等を定めていない負担金の交付を受けている18団体を除く22団体について、令和元年度において補助金等の交付申請時の補助事業等の内容等に関して補助事業等の完了までに変更があったか調査したところ、表8-1のとおり、変更があった団体が20団体、変更がなかった団体が2団体となっていた。変更があった20団体のうち、適時に知事の承認を受けていた団体が9団体、知事の承認を受けるべき変更内容ではなかった(変更内容が軽微な変更であった)団体が15団体となっていた(重複回答あり)。また、変更があった20団体のうち、適時に承認を

受けていなかった団体及び知事の承認を受けるべき変更内容があったが承認を受けていなかった団体は見受けられなかった。

(表8-1) 補助事業等の内容等の変更の状況

態 様	該当数
ア 補助金等の交付申請時の補助事業等の内容等について、補助事業等の完了までに変更があった団体	20
(ア) 補助事業等の内容等の変更について、承認を受けるべき変更内容があった団体 (※1)	9
a 適時に承認を受けていた団体	9
b 承認を受けていたが、適時ではなかった団体	0
c 承認を受けるべき変更内容があったが、承認を受けていなかった団体	0
(イ) 補助事業等の内容等の変更について、承認を受けるべき変更内容がなかった団体 (※2)	15
a 補助事業等の内容等の変更が、補助金等の要綱等で定める「軽微な変更」に該当していた団体	15
イ 補助金等の交付申請時の補助事業等の内容等について、補助事業の完了までに変更がなかった団体	2
合 計	22

(※1) 及び (※2) については重複回答あり。

(※3) 反対給付がある負担金は、規則第2条に定義されている負担金には含まれておらず、変更承認申請等は必ずしも必要とされていない。

(3) 軽微な変更に係る要綱等の規定の整備状況について

上記8(2)で監査の対象とした22団体が交付を受けている補助金等の交付要綱等で、軽微な変更の範囲（どの程度までの変更を軽微な変更とするのか）等を規定しているか調査したところ、表8-2のとおり、17団体が交付を受けていた補助金等の交付要綱等では軽微な変更の範囲等について規定しており、5団体が交付を受けていた補助金等の交付要綱等では軽微な変更の範囲等について規定していなかった。

(表8-2) 軽微な変更に係る要綱等の規定の整備状況

態 様	該当数
ア 補助金等の交付要綱等で軽微な変更の範囲等について規定していたもの	17
イ 補助金等の交付要綱等で軽微な変更の範囲等について規定していなかったもの	5
合 計	22

(4) 監査の所見

軽微な変更に係る要綱等の規定の未整備について（意見事項）

「軽微な変更」を要綱等に定めていない場合、補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分を変更する必要があるときには全て変更承認が必要となるが、軽微な変更の場合まで変更承認を要することとするのは補助金等の事務が煩雑になるため、軽微な変更の範囲等について規定していなかった5つの要綱等の所管課は、業務の効率的な実施を図るために、補助事業等の内容等に応じて、「軽微な変更」の範囲等について十分に検討した上で、要綱等で規定されたい。

【意見事項の対象となる所管課】

軽微な変更の範囲等について規定していなかった5つの要綱等及びその所管課

- ・ 奥大和移住・定住連携協議会負担金交付要綱（奥大和移住・交流推進室所管）
- ・ 世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会 奈良県負担金交付要綱（文化資源活用課所管）
- ・ 「奈良の木づかい運動」実行委員会負担金交付要綱（奈良の木ブランド課所管）
- ・ 水産物消費拡大推進事業補助金交付要綱（中央卸売市場所管）
- ・ 奈良県公民館連絡協議会負担金交付要綱（人権・地域教育課所管）

9 補助金等の精算

(1) 補助金等の精算について

普通地方公共団体は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2に基づいて、公益上必要がある場合に金銭その他のものを交付するなど補助をすることができるとされている。補助金等による補助の範囲については、補助事業者等の自助努力を前提とし、必要と

なる不足額について補助することとしている補助金等が多い。

そして、規則第16条第2項では、補助金等の精算について、次のとおり規定されている。

奈良県補助金等交付規則

(補助金等の返還)

第十六条

- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

また、上記の規則の内容に関して、補助金等の精算について、補助金等適正化通知では、次のとおり示されている。

7 実行委員会等に係る補助金等の精算

- (1) 補助事業等の実施に伴い収入として補助金以外に協賛金、事業収入等の自己収入が発生する場合は、当該自己収入分を補助対象事業費から控除する精算方法が基本であること。
- (2) 自己収入分を補助対象事業費から控除しない精算方法とする場合は、県の補助のあり方、県が補助すべき範囲、補助事業者等の自己収入の取扱い等について、十分な検討が必要であること。
- (3) 補助事業等の実績を確認する際に、補助事業者等において繰越金、剰余金が発生していないか、財務状況等の確認を行うこと。
- (4) 当該年度の補助金等は、当該年度の補助事業等に要する経費について県が補助事業者等に交付するものであり、当該年度の補助対象事業費の財源に充てられなかった補助金等は、適切に精算される必要があること。また、これを繰越手続きを執らないまま翌年度以降に使用することは、地方自治法第208条に定められた会計年度独立の原則に反するおそれがあること。

(2) 補助金等の精算方法における自己収入の取扱状況について

監査の対象とした40団体のうち、反対給付がある負担金であり、かつ、要綱等を定めていない負担金の交付を受けている18団体を除く22団体について、令和元年度において、県からの補助金等の収入以外に、補助事業等への協賛金、補助事業等に係る事業収入等の収入（以下「自己収入」という。）があったか調査したところ、表9-1のとおり、自己収入があった団体が10団体、自己収入がなかった団体が12団体となっていた。

また、自己収入があった10団体について、当該自己収入分を補助対象事業費から控除して精算をしているか調査したところ、表9-1のとおり、補助金等の交付要綱等で、補助対象事業費に対して補助金等を100%充当する旨の規定を定めていた団体の所管課は全くなかった。そして、補助金等の交付要綱等で、補助対象事業費に対して補助金等を100%充当する旨の規定は特に定められていないが、自己収入分を控除して精算していた団体が5団体、補助金等の交付要綱等で、補助対象事業費に対して補助金等を100%充当する旨の規定は特に定められておらず、自己収入分を控除せずに精算していた団体が5団体となっていた。

(表9-1) 補助事業等の精算方法の状況

態 様	該当数
ア 県からの補助金等の収入以外に、補助事業等への協賛金、補助事業等に係る事業収入等の収入があった団体	10
(ア) 補助金等の交付要綱等で、補助対象事業費に対して補助金等を100%充当する旨の規定を定めているもの	0
a 自己収入分を控除せずに精算していた団体	0
b 自己収入分を控除して精算していた団体	0
(イ) 補助金等の交付要綱等で、補助対象事業費に対して補助金等を100%充当する旨の規定を特に定めていないもの	10
a 自己収入分を控除せずに精算していた団体	5
b 自己収入分を控除して精算していた団体	5
イ 県からの補助金等の収入以外に、補助事業等への協賛金、補助事業等に係る事業収入等の収入がなかった団体	12
合 計	22

(3) 補助金等の執行残額の繰越の状況について

監査の対象とした40団体のうち、反対給付がある負担金であり、かつ、要綱等を定めていない負担金の交付を受けている18団体を除く22団体について、令和元年度において、補助金等の精算の結果、交付を受けた補助金等の額について執行残額が発生しているか調査したところ、表9-2のとおり、執行残額が発生していた団体が8団体、執行残額が発生していなかった団体が14団体となっていた。

また、執行残額が発生していた上記の8団体について、執行残額を県に返還しているか調査したところ、表9-2のとおり、執行残額を県に返

還していた団体が7団体、執行残額を県に返還していなかった団体が1団体となっていた。

(表9-2) 補助事業等の執行残額の状況

態 様	該当数
ア 補助金等の精算の結果、補助金等に執行残額が発生していた団体	8
(ア) 補助金等に執行残額が発生していた場合、執行残額を県に返還していた団体	7
(イ) 補助金等に執行残額が発生していた場合、執行残額を県に返還していなかった団体	1
イ 補助金等の精算の結果、補助金等に執行残額が発生していなかった団体	14
合 計	22

県から受けている負担金に執行残額が発生しており、当該執行残額について県に返還していなかった不適切な事例を具体的に示すと、次のとおりである。

【事例3】

奈良公園室が事務局を務めているライトアッププロムナード・なら実行委員会は、同委員会が実施するライトアッププロムナード・なら事業に要する経費に対して県及び奈良市から負担金の交付を受けている。

同実行委員会では、令和元年度のライトアッププロムナード・なら事業の実施に当たり、県及び奈良市からの負担金並びに平成30年度からの繰越金として7,821,468円の収入があった。

そして、令和元年度事業として県庁正面玄関前噴水イルミネーション工事を実施するために約200万円の費用を見込んでいたが、実施方法の検討、また名勝奈良公園における景観上の観点から、従来のデザインを維持し修繕を行うのではなく、新たなデザインによるイルミネーションの実施という方針で事業を実施することとなり、計画及び工事費用の再検討などに時間を要したことから、令和2年度に当該事業を延期することとなった。

しかし、ライトアッププロムナード・なら実行委員会は、令和元年度に発生した負担金の執行残額2,093,244円のうち、令和元年度事業として実施されなかった県庁正面玄関前噴水イルミネーション工事に係る費用の執行残額について、地方自治法で定められている会計年度独立の原則を踏まえて県及び奈良市に返還するべきであったのに、県等に返還せず、令和2年度への繰り越し金として決算処理を行っていた。

(4) 監査の所見

補助金等に執行残額が発生した場合の県への返還及び自己収入がある団体における補助金等の精算について（指摘事項、意見事項）

県の当該年度の補助金等は、当該年度の補助事業等に要する経費について県が補助事業者等に交付するものであるため、当該年度の補助事業等の補助対象事業費の財源に充てられなかった補助金等については、適切に精算する必要がある。1団体において交付を受けた補助金等の額について執行残額が発生しており、当該執行残額について県に返還していなかったことは適切とは認められない。当該執行残額について県に返還していなかった1団体は、今後、交付を受けた補助金等の額について執行残額が発生した場合は、適切に精算の事務を行うべきで

ある。また、当該団体の所管課は、交付した補助金等の実績報告書の審査に当たり、補助金等の対象となる事業費の額等について十分に確認した上で額の確定を行うとともに、適正な会計事務処理について補助事業者等に対する指導を徹底するべきである。(指摘事項)

また、補助金等による補助の範囲については、補助事業者等の自助努力を前提とし、必要となる不足額について補助することとしている補助金等が多いことから、県からの補助金等の収入以外に自己収入があり、当該自己収入分を合理的な理由なく控除せずに精算していた5団体の所管課は、補助事業者等の自助努力を前提とすることの必要性を考慮して、自己収入の取扱いなどについて十分に検討した上で、補助金等の額の精算方法を定めて、要綱等に規定することを検討されたい。(意見事項)

【指摘事項の対象となる所管課及び団体】

補助金等に執行残額が発生しており、当該執行残額について県に返還していなかった1団体に係る所管課

- ・奈良公園室（ライトアッププロムナード・なら実行委員会）

【意見事項の対象となる所管課及び団体】

県からの補助金等の収入以外に自己収入があり、当該自己収入分を合理的な理由なく控除せずに精算していた5団体に係る所管課

- ・スポーツ振興課（市町村対抗子ども駅伝大会実行委員会、奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会）
- ・長寿・福祉人材確保対策課（奈良介護の日実行委員会）
- ・人権・地域教育課（奈良県公民館連絡協議会）
- ・保健体育課（奈良県学校保健会）

別表1 監査の対象とした任意団体 一覧

	団体名	所管所属名(部局名)
1	北方領土返還要求運動奈良県民会議	広報広聴課(知事公室)
2	奈良県広報協会	広報広聴課(知事公室)
3	奈良スタディサイクリング実行委員会	奥大和移住・交流推進室(知事公室)
4	奥大和移住・定住連携協議会	奥大和移住・交流推進室(知事公室)
5	奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会	防災統括室(知事公室)
6	奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会	消防救急課(知事公室)
7	奈良県税務協議会	税務課(総務部)
8	奈良県電子自治体推進協議会	I C T推進課(総務部)
9	奈良県美術展覧会実行委員会	文化振興課(文化・教育・くらし創造部)
10	奈良県大芸術祭実行委員会	文化振興課(文化・教育・くらし創造部)
11	奈良県公立文化施設協議会	奈良県文化会館(文化・教育・くらし創造部)
12	世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会	文化資源活用課(文化・教育・くらし創造部)
13	奈良県青少年指導員連絡協議会	青少年・社会活動推進課(文化・教育・くらし創造部)
14	なら・ヒューマンフェスティバル実行委員会	人権施策課(文化・教育・くらし創造部)
15	奈良県スポーツ推進委員協議会	スポーツ振興課(文化・教育・くらし創造部)
16	市町村子ども駅伝大会実行委員会	スポーツ振興課(文化・教育・くらし創造部)
17	奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	スポーツ振興課(文化・教育・くらし創造部)
18	奈良県体育施設協会	橿原公苑(文化・教育・くらし創造部)
19	奈良介護の日実行委員会	長寿・福祉人材確保対策課(福祉医療部)
20	奈良臨床研修協議会	医師・看護師確保対策室(医療政策局)
21	「奈良の木づかい運動」実行委員会	奈良の木ブランド課(水循環・森林・景観環境部)
22	奈良県治山事業促進協議会	森林整備課(水循環・森林・景観環境部)
23	奈良県不法投棄ゼロ作戦推進キャンペーン実行委員会	環境政策課(水循環・森林・景観環境部)
24	大台ヶ原協議会	景観・自然環境課(水循環・森林・景観環境部)
25	奈良県修学旅行誘致促進委員会	観光プロモーション課(観光局)
26	広陵町イチゴスマート農業推進協議会	中部農林振興事務所(食と農の振興部)
27	奈良県魚食普及協議会	中央卸売市場(食と農の振興部)
28	奈良県農業経営者サポート協議会	担い手・農地マネジメント課(食と農の振興部)
29	奈良県用地対策連絡協議会	用地対策課(県土マネジメント部)
30	奈良県街路事業促進協議会	道路建設課(県土マネジメント部)
31	奈良県道路協会	道路保全課(県土マネジメント部)
32	リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会	リニア推進・地域交通対策課(県土マネジメント部)
33	吉野川流域下水道協議会	下水道課(県土マネジメント部)
34	奈良県都市公園事業促進協議会	公園緑地課(地域デザイン推進局)
35	ライトアッププロムナード・なら実行委員会	奈良公園室(地域デザイン推進局)
36	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会	平城宮跡事業推進室(地域デザイン推進局)
37	奈良県特定行政庁連絡協議会	建築安全推進課(地域デザイン推進局)
38	奈良県市営繕主務者会議	県有施設営繕課(地域デザイン推進局)
39	奈良県公民館連絡協議会	人権・地域教育課(教育委員会)
40	奈良県学校保健会	保健体育課(教育委員会)

別表2 監査の所見 一覧(1)

×：指摘事項としたもの

△：意見事項としたもの

○：指摘事項等として報告すべき事項が認められなかったもの

	団体名	所管所属名	1	2	3	4	5	6
			金銭の取扱規程を整備していたか	会計責任者等の任命規定を整備していたか	決算書の作成規定を整備していたか	監事監査を実施していたか	現金を適切に管理していたか	支出事務の決裁手続に係る規定を整備していたか
1	北方領土返還要求運動奈良県民会議	広報広聴課	×	×	△	○	○	×
2	奈良県広報協会	広報広聴課	×	×	△	△	○	×
3	奈良スタディサイクリング実行委員会	奥大和移住・交流推進室	○	×	○	○	○	○
4	奥大和移住・定住連携協議会	奥大和移住・交流推進室	○	×	○	○	○	○
5	奈良県防災行政通信ネットワーク運営協議会	防災統括室	○	○	○	○	○	○
6	奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会	消防救急課	○	○	△	○	○	○
7	奈良県税務協議会	税務課	○	○	○	○	○	○
8	奈良県電子自治体推進協議会	ICT推進課	○	×	○	○	○	×
9	奈良県美術展覧会実行委員会	文化振興課	○	○	○	○	○	○
10	奈良県大芸術祭実行委員会	文化振興課	○	○	○	○	○	○
11	奈良県公立文化施設協議会	奈良県文化会館	×	×	△	○	○	×
12	世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会	文化資源活用課	○	×	○	○	○	○
13	奈良県青少年指導員連絡協議会	青少年・社会活動推進課	○	×	△	○	○	○
14	なら・ヒューマンフェスティバル実行委員会	人権施策課	○	○	○	○	○	○
15	奈良県スポーツ推進委員協議会	スポーツ振興課	○	×	○	○	○	×
16	市町村子ども駅伝大会実行委員会	スポーツ振興課	○	○	○	○	○	×
17	奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	スポーツ振興課	○	×	○	○	○	×
18	奈良県体育施設協会	権原公苑	○	○	○	○	○	×
19	奈良介護の日実行委員会	長寿・福祉人材確保対策課	○	○	○	○	○	○
20	奈良臨床研修協議会	医師・看護師確保対策室	○	○	○	○	○	○
21	「奈良の木づかい運動」実行委員会	奈良の木ブランド課	×	×	○	○	○	×
22	奈良県治山事業促進協議会	森林整備課	○	×	○	○	○	○
23	不法投棄ゼロ作戦推進キャンペーン実行委員会	環境政策課	○	○	○	○	○	○
24	大台ヶ原協議会	景観・自然環境課	×	×	△	○	○	×
25	奈良県修学旅行誘致促進委員会	観光プロモーション課	○	○	○	○	○	○
26	広陵町イチゴスマート農業推進協議会	中部農林振興事務所	○	○	○	○	○	○
27	奈良県魚食普及協議会	中央卸売市場	○	×	○	○	○	○
28	奈良県農業経営者サポート協議会	担い手・農地マネジメント課	○	×	○	○	○	○
29	奈良県用地対策連絡協議会	用地対策課	○	○	○	○	○	○
30	奈良県街路事業促進協議会	道路建設課	○	○	△	○	○	○
31	奈良県道路協会	道路保全課	×	×	△	○	○	×
32	リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会	リニア推進・地域交通対策課	○	○	○	○	○	○
33	吉野川流域下水道協議会	下水道課	○	○	○	○	○	○
34	奈良県都市公園事業促進協議会	公園緑地課	○	○	○	○	○	○
35	ライトアップブロード・なら実行委員会	奈良公園室	○	○	○	○	○	○
36	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会	平城宮跡事業推進室	○	○	○	○	○	○
37	奈良県特定行政庁連絡協議会	建築安全推進課	○	○	△	○	○	○
38	奈良県市営繕主務者会議	県有施設営繕課	×	×	×	○	○	×
39	奈良県公民館連絡協議会	人権・地域教育課	×	×	×	○	○	×
40	奈良県学校保健会	保健体育課	×	×	△	○	○	×
指摘事項等があった団体又は所管所属の数			9	19	12	1	0	14

別表2 監査の所見 一覧(2)

×：指摘事項としたもの

△：意見事項としたもの

○：指摘事項等として報告すべき事項が認められなかったもの

	団体名	所管所属名	7	8	9		指摘事項等の数
			補助金等の審査について担当者を別の者にしていたか	要綱等で軽微な変更に係る規定を整備していたか	自己収入について補助対象事業費から控除して精算していたか	補助金等の執行残額について裏に返還していたか	
1	北方領土返還要求運動奈良県民会議	広報広聴課	△	○	○	○	5
2	奈良県広報協会	広報広聴課	△	○	○	○	6
3	奈良スタディサイクリング実行委員会	奥大和移住・交流推進室	○	○	○	○	1
4	奥大和移住・定住連携協議会	奥大和移住・交流推進室	○	△	○	○	2
5	奈良県防災行政通信ネットワーク推進協議会	防災統括室	○	○	○	○	0
6	奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会	消防救急課	○	○	○	○	1
7	奈良県税務協議会	税務課	△	○	○	○	1
8	奈良県電子自治体推進協議会	ICT推進課	△	○	○	○	3
9	奈良県美術展覧会実行委員会	文化振興課	○	○	○	○	0
10	奈良県大芸術祭実行委員会	文化振興課	○	○	○	○	0
11	奈良県公立文化施設協議会	奈良県文化会館	○	○	○	○	4
12	世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会	文化資源活用課	○	△	○	○	2
13	奈良県青少年指導員連絡協議会	青少年・社会活動推進課	○	○	○	○	2
14	なら・ヒューマンフェスティバル実行委員会	人権施策課	○	○	○	○	0
15	奈良県スポーツ推進委員協議会	スポーツ振興課	×	○	○	○	3
16	市町村子ども駅伝大会実行委員会	スポーツ振興課	○	○	△	○	2
17	奈良県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	スポーツ振興課	×	○	△	○	4
18	奈良県体育施設協議会	権原公苑	○	○	○	○	1
19	奈良介護の日実行委員会	長寿・福祉人材確保対策課	×	○	△	○	2
20	奈良臨床研修協議会	医師・看護師確保対策室	△	○	○	○	1
21	「奈良の木づかい運動」実行委員会	奈良の木ブランド課	×	△	○	○	5
22	奈良県治山事業促進協議会	森林整備課	△	○	○	○	2
23	不法投棄ゼロ作戦推進キャンペーン実行委員会	環境政策課	○	○	○	○	0
24	大台ヶ原協議会	景観・自然環境課	△	○	○	○	5
25	奈良県修学旅行誘致促進委員会	観光プロモーション課	○	○	○	○	0
26	広陵町イチゴスマート農業推進協議会	中部農林振興事務所	○	○	○	○	0
27	奈良県魚食普及協議会	中央卸売市場	○	△	○	○	2
28	奈良県農業経営者サポート協議会	担い手・農地マネジメント課	○	○	○	○	1
29	奈良県用地対策連絡協議会	用地対策課	△	○	○	○	1
30	奈良県街路事業促進協議会	道路建設課	○	○	○	○	1
31	奈良県道路協会	道路保全課	○	○	○	○	4
32	リニア中央新幹線建設促進奈良県期成同盟会	リニア推進・地域交通対策課	○	○	○	○	0
33	吉野川流域下水道協議会	下水道課	△	○	○	○	1
34	奈良県都市公園事業促進協議会	公園緑地課	△	○	○	○	1
35	ライトアッププロムナード・なら実行委員会	奈良公園室	○	○	○	×	1
36	平城宮跡にぎわいづくり実行委員会	平城宮跡事業推進室	○	○	○	○	0
37	奈良県特定行政庁連絡協議会	建築安全推進課	△	○	○	○	2
38	奈良県市営繕主務者会議	県有施設営繕課	○	○	○	○	4
39	奈良県公民館連絡協議会	人権・地域教育課	×	△	△	○	7
40	奈良県学校保健会	保健体育課	○	○	△	○	5
指摘事項等があった団体又は所管所属の数			16	5	5	1	82